

リモートIDの導入について

内閣官房小型無人機等対策推進室
令和 2 年 1 2 月

リモートIDの導入について

- 本年3月に決定された「制度設計の基本方針」を踏まえ、**無人航空機を遠隔から識別**できるよう、**登録制度の施行時からリモートID信号の発信を義務付け**
- 制度の施行に向け、リモートIDの開発・普及が進むよう、あらかじめ**性能要件等を盛り込んだ「リモートIDの基本設計※」を公表**

※ 関係省庁（内閣官房、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省）において、有識者、無人航空機メーカー、利用者団体等の意見を聴取しながら検討

2020年3月31日

「制度設計の基本方針」の決定

- 「**小型無人機の有人地帯での目視外飛行実現に向けた制度設計の基本方針**」（令和2年3月31日小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会決定）（抄）
 3. 所有者等の把握のための制度の創設
 - (3) 所有者等の把握のための制度

所有者等と機体が分離した場合であっても、機体の所有者等を把握することができるよう、国は、登録をしたときは、申請者に対し登録番号を通知することとし、無人航空機は、登録番号を表示しなければ、飛行させてはならないこととする。…表示の方法は、…目視確認できない距離においても**遠隔で機体情報を識別**できるようにすることが有用であることから、技術開発の状況を踏まえ**リモートIDによる表示も位置づける**こととする。

6月24日

無人航空機の登録制度を創設（改正航空法を公布）

- 航空法（昭和27年法律第231号）（抄）**（※無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第61号）の施行後の規定）

（登録記号の表示等の義務）

第一百三十一条の七 前条第一項の登録を受けた無人航空機（以下「登録無人航空機」という。）の所有者は、同条第三項の規定により登録記号の通知を受けたときは、**国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく当該無人航空機に当該登録記号の表示その他の当該無人航空機の登録記号を識別するための措置を講じなければならない。**

 - 2 登録無人航空機には、前項に規定する措置を講じなければ、これを航空の用に供してはならない。ただし、第一百三十一条の四ただし書の国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

12月（予定）

「リモートIDの基本設計」を公表

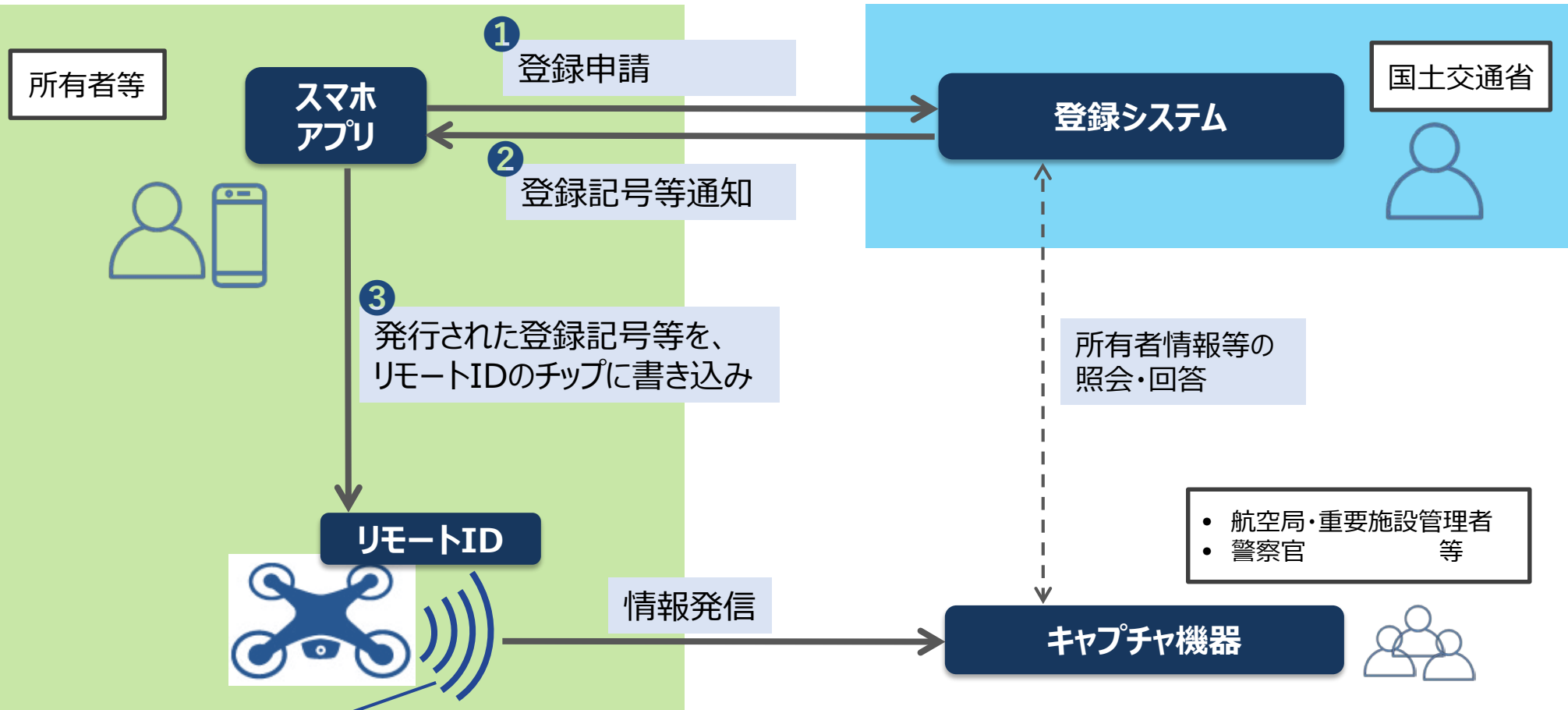
リモートIDの開発・普及

2022年6月（予定）

（公布後2年以内で今後政令で規定）

登録制度を施行し、登録記号を識別するための措置として、**リモートID信号の発信を義務付け**

リモートIDの基本設計（案）（概要）



<発信情報> (平文) 登録記号・製造番号・位置情報・時刻

(暗号化) 認証情報

<発信周期> 1秒に1回

<通信方式> 「Bluetooth 5.0」等

※ 詳細は、別紙参照

リモートID搭載義務付け対象範囲について

原則として、マルチコプター、シングルローター、固定翼機等全ての登録対象の無人航空機※をリモートIDの取り付け義務の対象とする。

※登録対象は100g以上の機体とすることを検討中



マルチコプター



シングルローター



固定翼機



ラジコン

例外

① 経過措置

登録義務化（2022年6月予定）前の登録準備期間（6か月程度を想定）に登録を受けた無人航空機

② 法執行機関

警察、海保等秘匿性が求められる業務に使用される機体



③ 係留機

係留した状態（短距離）で使用する機体



④ 特定空域内

補助者の配置等の措置を講じた空域等をあらかじめ届出



（注） 研究開発等のために登録が不要となる試験飛行として届出した飛行を行う場合にあっては、リモートIDの搭載も不要となる。